

新校基本計画



平成24年3月

川口市教育委員会

目 次

1	川口市教育委員会の使命	1
2	新校設置の枠組	2
	(1) 新校の設置等	
	(2) 設置場所	
	(3) 課程・学科等	
	(4) 学校規模	
	(5) 開校予定年度等	
	(6) 新校の校名	
3	新校の基本理念	2
	(1) 目指すべき学校像	
	(2) 育てたい生徒像	
4	新校の基本理念実現のための基本姿勢とその方策	3
	(1) 基本姿勢	
	(2) 方策	
5	開校準備	6
	(1) 施設・設備の整備等	
	(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行	
	(3) 生徒募集及び入学者選抜	
	(4) 校章、校歌、制服等	
6	対象校における教育活動	6
7	新校の教育諸条件の整備	6
	(1) 生徒募集定員	
	(2) 教職員の人事	
	(3) 教職員の研修	
	(4) 施設・設備の充実	
8	付随する事項	7
	(1) 跡地の利活用	
	(2) 同窓会及び後援会	
	(3) 対象校が保管する物品等の保存	
	(4) 再編・統合に伴う学級減への対応	
〔参考資料〕		
資料 1	市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針	8
資料 2	新校基本計画検討委員会設置要綱（委員名簿を含む）	14
資料 3	新校基本計画検討委員会開催状況	16
資料 4	新校基本計画検討委員会でいただいた主な意見等	17
資料 5	新校基本計画イメージ図	21
資料 6	新校開校までのスケジュール案	22

川口市教育委員会では、川口市立高等学校在り方審議会答申（平成23年1月）（以下、「答申」という）を受け、市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針^{*1}（平成23年5月）（以下、「基本方針」という）を策定した。これを受けて、新校基本計画検討委員会^{*2}（以下、「検討委員会」という）を設置し、協議を重ねてきた結果、この新校基本計画により、新たな高等学校として市立新校（仮称）（以下、「新校」という）を設置する。

1 川口市教育委員会の使命

答申の「市立高等学校の現状と課題」で示されているとおり、市立川口総合高等学校と市立川口高等学校、市立県陽高等学校（以下、「対象校」という）は、これまで「生徒・学校の実態や保護者・地域の期待などを踏まえ、学科転換や教育課程の編成等を工夫したり、熱心な授業研究や部活動指導などの取り組みをしたりしながら、生徒の知・徳・体の陶冶を図り優秀な人材を輩出してきた」。しかしながら、「将来的には高等学校入学年齢人口の一層の減少が見込まれるとともに、狭小な校地や老朽化した施設・設備などのハードウェア的な問題とそれらを取り巻く経済不況や財政上の課題などが相まって、各学校の努力だけでは解決できない課題が立ちはだかっていることも事実である」。川口市教育委員会は、これらの現状と課題を踏まえて、以下のことを使命として認識する。

- (1) 川口市教育委員会は再編・統合に至った経緯を真摯に受け止め、対象校を再編・統合するとともに、新校設置に当たっては、答申及び基本方針を最大限尊重しながら、それらをもとに策定した新校基本計画に基づき教育諸条件の整備に重点的に取り組む。
- (2) 川口市教育委員会及び対象校の校長は、対象校を閉校するにあたり、在校生やその保護者、教職員、卒業生等が不安に思ったり、不公平感を抱いたりすることのないように、これら学校関係者の意見を十分伺いながら、必要な情報を適時かつ適切に公開していくとともに、その意見には速やかにかつ誠実に対応していく。
- (3) 川口市教育委員会は、新校を幼・小・中学校を含めた中核的拠点校として位置づけ、本市全体の学力向上のリーディング校となるよう施設・設備等のハード面や教職員の人事異動及び資質向上などのソフト面の充実に努める。また、幼・小・中学校は、新校の基本理念実現に向け、最大限の支援をする責務を負う。
- (4) 校長は、新校が川口市民の負託を受けて設置されることを肝に銘じ、リーダーシップを発揮し、組織的機動的な学校運営に取り組む。

* 1 【資料1】参照

* 2 【資料2・3・4】参照

2 新校設置の枠組

(1) 新校の設置等

対象校を統合し、新たな高等学校として新校を設置する。

(2) 設置場所

川口市上青木3丁目1番40号（現 川口総合高等学校） } 校舎等
及び } 及び第1グラウンド
川口市朝日5丁目9番18号（現 川口高等学校） } 第2グラウンド
に設置する。

(3) 課程・学科等

全日制課程の普通科及び理数科、定時制課程の総合学科とし、両課程とも単位制を導入する。

(4) 学校規模

全日制の各学年について普通科400人・理数科80人、合計1,440人の規模とする。定時制の各学年について総合学科120人、合計480人の規模とする。

(5) 開校予定年度等

新校の開校は平成30年度とする。

対象校は平成29年度をもって生徒募集を停止し、当該年度入学生の卒業をもって閉校とする。新校開校年度、対象校は新校との一体感を醸成し学校の活力を維持するため、新校の校地に移転する。

(6) 新校の校名

新校の校名は、川口市議会の議決により「川口市立学校設置条例」で定められる。川口市教育委員会は、新校名案の検討に当たっては、市民や対象校関係者などからアイデアを広く募集し、新校の開設準備において設置される「新校開設準備委員会（仮称）」において検討する。

3 新校の基本理念^{*3}

答申及び基本方針を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 目指すべき学校像

全日制

ア 文武両道に優れ、徳力を備えた地域社会のリーダーとなる人材を育成する学校

イ 科学技術創造立国である我が国をリードする人材を育成する学校

*3 【資料5】参照

定時制

ア 多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保証ができる教育を推進する学校

(2) 育てたい生徒像

全日制

ア 将来の本市における真のリーダーとなるため、文武両道を貫き、知・徳・体を兼ね備えた生徒

イ 科学技術創造立国である我が国の将来のフロントランナーとなるため、幅広い教養を身に付け、特に自然科学分野に能力を発揮できる生徒

定時制

ア 激しい社会の変化に対応できるようになるため、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付けた生徒

4 新校の基本理念実現のための基本姿勢とその方策

(1) 基本姿勢

全日制

本市の中学生が「進学したい学校」、本市の中学生の保護者が「進学させたい学校」、教職員が「勤務したい学校」として、川口市民から憧れと誇りを持って校名を挙げられるような県下ナンバーワンの学校を目指す。

定時制

「働きながら学びたい」、「視野を広めたい」、「学び直したい」という要望に応え、生徒に自らの在り方生き方を考えさせるキャリア教育を推進する。

(2) 方策

教科指導

全日制

ア 大学や研究機関等との連携を重視し、生徒の知的好奇心を刺激し、探究心を育てる教育を推進する。

イ 国公立大学や難関私立大学への現役合格に対応できるように、単位制を活用した7時間目授業や土曜授業の採用など、実践的で柔軟な教育課程を編成する。

ウ 科学技術や理科、数学などの自然科学分野の知識や技術の習得に力を入れるとともに、実験やフィールドワークなどの豊富な体験活動を採用入れることにより、科学技術リテラシーの育成を図る。

定時制

- ア 基礎・基本の習得を重視し、少人数指導・習熟度別指導、補習などのきめ細かな学習指導により、生徒に学ぶ喜びや達成感を味わわせるような授業を展開する。
- イ 単位制総合学科の特長を生かして、各種検定試験や技能審査における合格、大学や専門学校等における講義の受講・ボランティア活動・就業体験・スポーツ・文化における顕著な活動、高等学校卒業程度認定試験における単位修得を単位認定するなどし、三修制（3年間で卒業を可能にする制度）も視野に入れながら、進学にも就職にも対応した柔軟な教育課程を編成する。

教育課程

今後、新校開設準備委員会（仮称）において検討を行う。ただし、教育課程は新校の施設・設備の準備の基礎材料のひとつとなるものなので、できる限り早く確定することが望ましい。

進路指導

全日制

- ア 進路講演会の開催や進路資料の提供など適切な進路情報の発信を行ったり、自ら必要な進路情報の探索能力を育成したりしながら、生徒に高い志を持たせ、一人ひとりの夢を実現させる進路指導を行う。
- イ 「進路指導は団体戦」のキャッチフレーズの下、進路合宿や進路補習などを行ったり、生徒一人ひとりの進路希望や定期テスト・実力テスト等の情報を記載した「進路カルテ」を活用したアドバイスを行ったりするなど、学校全体で進路指導に取り組む体制を構築する。

定時制

- ア インターンシップやボランティア活動等をとおして、生徒に自らの在り方生き方や望ましい勤労観・職業観を身に付けさせる指導を行う。
- イ 入学時からの計画的・継続的なキャリア教育を推進することにより、全員の進路実現を目標とした進路指導体制を確立する。

生徒指導

全日制

- ア 己を修め、人を治める将来のリーダーとして必要な思いやりや道理、礼儀、誠実さなどを身に付けた生徒を育てる。そのために、総合的な学習の時間やLHR、その他の教育活動を通じて、偉人の伝記を読んだり、碩学の生き方を学んだり、トップリーダーの講演会を聴いたりさせながら、生徒に将来のリーダーとしての素養や品格を養成する。
- イ 自主・自律の確立により、生徒の自治能力を高め、生徒が主体的に運

営する生徒会活動を展開する。そのために、生徒が自ら課題を発見し、組織力を持って解決していく姿勢を身に付けさせる。

定時制

- ア あいさつの励行や時間厳守・礼法・整容指導等の徹底により、基本的な生活習慣と遵法精神を身に付けた生徒を育てる。
- イ 生徒の心の発達と回復に基づく、レジリエンシー(心の回復力)に重点を置いた教育相談体制の充実を図る。

部活動

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。このため、教育課程との関連を図りながら、部活動の充実により学校教育の活性化を推進する。

新校に設置する具体的な部活動については、新校開設準備委員会（仮称）において検討していく。ただし、部活動は新校の施設・設備の準備の基礎材料のひとつとなるものであるので、できる限り早く確定することが望ましい。

生徒募集

全日制

- ア 中学生やその保護者、地域の方々に学校公開をしたり、学校ホームページや広報誌等を活用したりするなど、積極的に魅力ある学校情報を発信し、本市の中学生から「進学したい学校」として、憧れと羨望のまなざしを持って見られるように取り組む。
- イ 文武両道の精神の下、学習や部活動における成果を積極的に公開し、本市の中学生の保護者から「進学させたい学校」として、期待と希望を持って見られるように取り組む。
- ウ ボランティア活動や地域の行事、校外行事など、校外の教育活動を積極的に推進し、市民から期待され信頼される生徒の育成に取り組む。
- エ 教育活動の充実や活性化を図るため、勉学とともにスポーツや文化の分野に秀でた生徒を積極的に募集する。

定時制

- ア 基礎学力の定着、規範意識や遵法精神の修得、進路保証のできる学校であることを、学校ホームページや広報誌等を充実させることにより積極的に発信し、市民・地域から信頼される学校となるように取り組む。
- イ 学校説明会や中学校訪問、体験授業などを充実させるとともに、地域の諸活動に生徒を参加させるなど、開かれた学校づくりを推進する。

5 開校準備^{*4}

(1) 施設・設備の整備等

現在の川口総合高等学校及び川口高等学校に必要な施設・設備を新たに設置することを基本とするとともに、対象校の施設・設備の有効活用も検討する。対象校の備品等については、原則として、新校が引き継ぐものとし、移管事務や移動作業等については、対象校が協力して行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、川口総合高等学校が中心となり、川口高等学校及び県陽高等学校が全面的に協力して行う。

(4) 校章、校歌、制服等

新たな校章、校歌、制服等については、今後、新校の準備を進める中で検討する。

6 対象校における教育活動

対象校においては、生徒募集の停止後においても、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないように配慮する。

7 新校の教育諸条件の整備

(1) 生徒募集定員

新校全日制の生徒募集定員をクラス換算した場合、12クラスとなる。一方、現在の対象校のそれは計19クラスである。対象校の生徒募集を停止し、翌年度に新校の生徒募集を開始した際、急激な減少とならないように、県教育委員会との連携のもと、対象校の生徒募集定員について適正な減少措置を進めるものとする。

(2) 教職員の人事

対象校の定数上のクラス数は、平成24年3月現在、全日制・定時制を合わせて69クラスである。一方、新校は平成33年度に48クラスとなる。対象校と新校の定数上のクラス数には21クラスの差があり、教職員定数は大幅減となる。しかしながら、臨時的任用者や定年退職者による定員調整により、大きな人事異動は必要ないと思われる。ただし、各教科・科目における教職員定数に過不足が生じることが予想されるので、この点については県教育委員会と川口市教育委員会が協議し解消を図っていくものとする。

*4 【資料6】参照

また、県教育委員会や他市教育委員会との連携の下、新校開校後も県立高等学校や他市の市立高等学校と積極的な人事交流が図られるように配慮する。特に、県立高等学校から、新校において活躍を希望する能力や適性の高い、優秀な教職員が異動してくるよう教員人事応募制度及び教員人事希望表明制度の充実を推進するとともに新たな人事制度の創設を図る。

(3) 教職員の研修

本県の県公立高等学校や他県の高等学校のうち新校の設立にあたり参考となる取り組みや先進的な取り組みを行っている学校、その他、大学・研究機関等へ教職員を派遣研修させるなど、教職員の資質向上に取り組む。

(4) 施設・設備の充実

魅力ある学校づくりのため必要な予算の確保に努める。

特に、新校全日制及び定時制の普通教室については、両課程の教育活動の充実を図るため、現在の県陽高等学校と同様に共用せずに別教室とする。

新校開校年度及び翌年度の普通教室に関する特例

新校と対象校が同じ校地に設置されるため、新校開校年度及び翌年度については普通教室数の不足が生じる。このため、前項にかかわらず、この間、一部において全日制及び定時制の共用が生じることはやむを得ないこととする。

8 付随する事項

(1) 跡地の利活用

県陽高等学校については、今後、利活用について教育委員会で検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌などの取扱いについては、関係者の意見を伺いながら、新校開設準備委員会（仮称）において検討する。

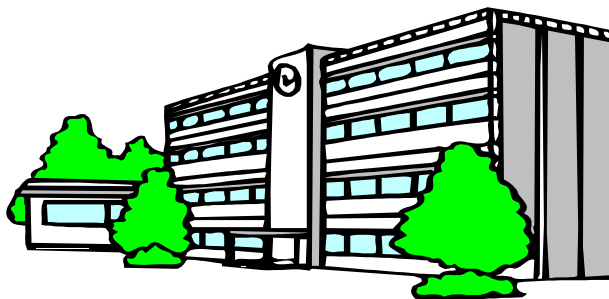
(4) 再編・統合に伴う学級減への対応

前述のとおり、対象校と新校との間にはクラス数で21クラスの差があり、これはすべて全日制に当たる。学年当たりに換算すると、7クラスの減少となる。この減少分については、川口市及びその周辺の県公立高等学校の学級増によって解消すべく、県教育委員会と川口市教育委員会が協議を進める。

参 考 资 料

市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針

～ 川口市立高等学校在り方審議会答申を受けて ～



平成 2 3 年 5 月
川口市教育委員会

1 市立高等学校の今後の在り方

市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針(以下、「基本方針」という)は、平成23年1月の川口市立高等学校在り方審議会答申(以下、「答申」という)を踏まえて、市立高等学校の今後の在り方について、教育改革の基本方針を定めるものである。

この基本方針を受け、教育委員会内に、知識経験者・学識経験者・学校関係者・教育局職員等から構成される、市立高等学校の今後の在り方に係る基本計画(以下、「基本計画」という)を検討する組織を設け、平成23年度内の公表を目的に協議を進める。

2 対象とする学校

川口市立川口総合高等学校
川口市立川口高等学校
川口市立県陽高等学校
(以下、3校を総じて「市立高等学校」という)

3 市立高等学校教育改革について

(1) 答申までの経緯

回	開催年月日	審議事項等
1	平成21年11月27日	・ 審議会の進め方について ・ 今後の審議会進行計画について ・ 市立高等学校の現状等について
2	平成22年1月22日	・ 市立高等学校3校の現状視察
3	平成22年3月29日	・ 市立高等学校の目指すべき学校像について
4	平成22年5月21日	・ 横須賀市立横須賀総合高等学校の現地視察
5	平成22年8月2日	・ 市立高等学校の現状と課題について ・ 市立高等学校の目指すべき学校像について ・ 市立高等学校の再編・統合の必要性について
6	平成22年8月27日	・ 市立高等学校の目指すべき学校像並びに再編・統合の必要性について
7	平成22年9月24日	・ 市立高等学校の現状と課題について ・ 市立高等学校の目指すべき学校像並びに再編・統合の必要性について
8	平成22年10月22日	・ 市立高等学校の現状と課題について ・ 市立高等学校の目指すべき学校像について ・ 市立高等学校の再編・統合の必要性について ・ 教育諸条件の整備について
9	平成22年12月24日	・ パブリック・コメントの手續結果の概要について ・ 答申(案)について

* 平成22年11月8日から12月7日に、答申案(中間報告)を公開し、市民等から広くパブリック・コメントを求めた。

(2) 基本方針

市立高等学校の現状と課題

これまで、市立高等学校は、生徒・学校の実態や保護者・地域の期待などを踏まえ、学科転換や教育課程の編成等を工夫したり、熱心な授業研究や部活動指導などの取組をしたりしながら、生徒の知・徳・体の陶冶を図り優秀な人材を輩出してきた。

一方、将来的には高等学校入学年齢人口の一層の減少が見込まれるとともに、狭小な校地や老朽化した施設・設備などのハードウェア的な問題とそれらを取り巻く経済不況や財政上の課題などが相まって、各学校の努力だけでは解決できない課題が立ちはだかっていることも事実である。

市立高等学校の目指すべき学校像

全日制については、我が市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーを育成するため、文武両道の教育方針の下、知・徳・体の調和のとれた人材を育成する。さらに、将来、科学技術創造立国である我が国をリードしていけるように、特に自然科学の分野に優れた能力を発揮できる生徒の育成を推進する。

定時制については、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、特に進路保証ができる教育を推進する。

市立高等学校の再編・統合の必要性

市立高等学校で学ぶ生徒が思う存分勉強に励んだり、部活動に取り組んだりできるようにするには、選択と集中の理念の下、指導方法や施設設備などの教育資源の集中化を図るとともに、教育の不易と流行を見極めながら、それら資源の選択を進めていく必要がある。

具体的には、現状の市立高等学校の3校を1校に再編・統合する。生徒が最新の設備や快適な校舎、広いグラウンドにおいて心ゆくまで学びを謳歌したり、「市立高等学校の3校を1校に再編・統合」する学校（以下、「新たな高校」という）が中核的拠点校として本市全体の学力向上の旗振り役を務めたりするなど、規模のメリットを享受できるような体制を構築していく。

市立高等学校並びに新たな高校の教育諸条件の整備

新たな高校は、平成28^{*1}～32年度を目途に開校する。

全日制に普通科並びに理数科を設置し、単位修得の方式は単位制とする。

また、新たな高校に定時制の総合学科を併置し、単位修得の方式は全日制同様に単位制とする。

市立高等学校は、新たな高校の開校年度の前年度まで生徒募集を行うことを基本とする^{*2}。

* 1 答申では「平成27年度～」となっていたが、本市の高等学校入学年齢人口の推移や教職員の人事異動等を考慮すると、平成27年度の開校は困難と判断した。

* 2 統合計画に未定の部分があるため表現を変更した。

(3) 基本方針を推進する上での留意点

基本計画について

基本方針を踏まえて、市立高等学校の今後の在り方については、新たな高校に係る基本計画である新校基本計画（以下、「基本計画」という）を策定していく。

新たな高校の学級規模について

本県全体の公立高等学校の生徒募集定員は、県教育委員会が調整の上、決定している。現在、市立高等学校全日制の生徒募集定員が19クラス規模であるので、開校当初はどうしても大規模にならざるを得ないと考える。このことを踏まえて、基本計画では、県教育委員会との調整の上、新たな高校の学級規模を明示したい。ただし、調整には、本県全体の生徒募集定員の推移や市立高等学校の教職員の人事異動、新たな高校の設置場所の決定・建設など、多くの課題を有しているため、基本計画の公表の目途である平成23年度内に明示できないこともあり得る。その場合でも、可能な限り速やかに明らかにする。

定時制については、学年当たり3クラス規模とする。

新たな高校の開校年度について

新たな高校の開校年度については、新校基本計画を策定していく中で明らかにできるようにしていく。ただし、「新たな高校の学級規模について」で述べた諸課題を解決する必要があるため、新たな高校の開校年度についても、基本計画の公表の時点では明らかにできないことも予想される。その場合でも、基本方針で示した開校年度の始期と終期をより狭める形で示した上で、諸課題が解決された後、速やかに明らかにしていく。

新たな高校の設置場所について

基本計画の中で明らかにしていく。

市立高等学校の閉校年度について

市立高等学校は、新たな高校の開校年度の前年度（最も早い場合で平成27年度）まで生徒募集を行うことを基本とし、当該生徒が卒業した年度を閉校年度とする。

答申の扱いについて

答申については、基本計画を検討する上で、最大限、尊重していく。また、答申を策定するためにパブリック・コメントとしていただいた市民等からの意見についても、これを参考資料として検討を進めていく。

市立高等学校の関係者への説明等について

基本計画を策定する際には、市立高等学校の教職員、保護者、後援会関係者等へ基本計画に係る説明や意見を伺う機会を設けていく。

4 新校基本計画検討委員会の設置について

基本方針に基づく基本計画を検討する組織として、以下の要綱により、新校基本計画検討委員会を設置する。

新校基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 川口市教育委員会が定めた市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針(以下、「基本方針」という)に基づき、新たな高校の基本計画である新校基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会においては、新校基本計画に関して、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本方針に基づく事項

(2) そのほか上記事項に関連すること

(構成)

第3条 検討委員会の構成員(以下、「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

(1) 知識経験者

(2) 学識経験者

(3) 学校関係者

(4) 教育局職員

(5) そのほか教育長が必要と認める者

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は学校教育部長を、副委員長は教育総務部長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

第4条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、委員会が設置された日から最終的な新校基本計画が策定されるまでとする。

(専門部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に専門部会を置き、必要な調査・研究を行わせることができる。

2 専門部会は、委員長が必要と認め選任した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。

4 部会長は専門部会の事務を統括する。

5 専門部会は必要に応じて開催し、部会長がこれを招集する。

6 部会長は、専門部会で調査・研究した事項については、その都度委員会に報告する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育部学務課教育改革担当において処理する。

(報償費等)

第9条 委員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

5 基本方針、基本計画に係るスケジュール案

平成23年度	基本方針の策定、公表 新校基本計画検討委員会の設置 基本計画の策定、公表
平成24年度以降	基本計画の追加項目の策定、公表 * 基本計画に明示できない項目があった場合
新たな高校の開校の前々年度	新たな高校の開設準備委員会の設置 新たな高校の建設等の開始
新たな高校の開校の前年度	市立高等学校の生徒募集の最終年度 (平成28年度～31年度の間)
平成28～32年度	新たな高校の開校

6 必要経費等

基本計画を受けて、明らかにしていく。

7 その他

基本計画を策定する中で、市長部局、県教育委員会、学校関係者等と十分に協議や調整をしていく。

本件担当

川口市教育局 学校教育部 学務課 教育改革担当
〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号
電話 048-258-1110(代表) 内線 2505、2506
FAX 048-253-6260

川口市立高等学校の今後の在り方に係るホームページ

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/72011000/72011000.html>

新校基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 川口市教育委員会が定めた市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針(以下、「基本方針」という)に基づき、新たな高校の基本計画である新校基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会においては、新校基本計画に関して、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 基本方針に基づく事項

(2) そのほか上記事項に関連すること

(構成)

第3条 検討委員会の構成員(以下、「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

(1) 知識経験者

(2) 学識経験者

(3) 学校関係者

(4) 教育局職員

(5) そのほか教育長が必要と認める者

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は学校教育部長を、副委員長は教育総務部長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

第4条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、委員会が設置された日から最終的な新校基本計画が策定されるまでとする。

(専門部会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に専門部会を置き、必要な調査・研究を行わせることができる。

2 専門部会は、委員長が必要と認め選任した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。

4 部会長は専門部会の事務を統括する。

5 専門部会は必要に応じて開催し、部会長がこれを招集する。

6 部会長は、専門部会で調査・研究した事項については、その都度委員会に報告する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育部学務課教育改革担当において処理する。

(報償費等)

第9条 委員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

新校基本計画検討委員会 委員名簿

委員長	新海今朝巳	川口市教育局学校教育部長
副委員長	江連 保明	川口市教育局教育総務部長
委員	金子 保夫	川口市立川口総合高等学校長
委員	本多 昇	川口市立川口高等学校長
委員	坂井 順司	川口市立県陽高等学校長
委員	山口 善子	独立行政法人科学技術振興機構主任調査員
委員	鈴木 茂三	川口商工会議所専務理事
委員	角田 伸司	元川口市立高等学校在り方審議会委員
委員	坂本 大典	川口市立中学校長会会長
委員	村田 文男	川口市立小学校長会会長
委員	鈴木三枝子	川口市立川口総合高等学校PTA会長
委員	小林 誠一	川口市教育局教育総務部次長兼教育総務課長
委員	田丸 淳哉	川口市教育局学校教育部次長兼学務課長
委員	柴田 宏之	川口市教育局学校教育部次長兼指導課長
委員	會田奈緒己	川口市教育局学校教育部次長兼学校保健課長
委員	倉持 静江	川口市政策審議室政策審議員

敬称略

新校基本計画検討委員会 開催状況

回	開催年月日	議 事
第1回	平成23年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の公開 ・会議の公開及び傍聴 ・新校基本計画のスキーム（枠組） ・今後のスケジュール ・ポータルサイト等からの意見・質問等の取り扱い
第2回	平成23年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議録の承認 ・新校の基本理念 ・新校設置の枠組 課程・学科・学校規模・開校予定年度 ・新校設置の枠組 設置場所（非公開）
第3回	平成23年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議録の承認（非公開） ・新校設置の枠組（非公開）
第4回	平成23年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・新校の基本理念実現のための基本姿勢とそ の方策 ・開校準備 ・対象校における教育活動 ・専門部会の設置 ・新校設置の枠組（非公開） ・前回会議録の承認（非公開）
第5回	平成24年 1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議録の承認 ・新校基本計画(案)(一部非公開) ・その他
第6回	平成24年 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議録の承認（非公開） ・新校基本計画(案)(非公開) ・非公開会議録及び公開会議録の非公開部分の公開について（非公開） ・その他(非公開)

「（非公開）」は、川口市審議会等の会議公開に関する要綱第3条第1項の（3）及び新校基本計画検討委員会設置要綱第5条により、非公開とした議事を指す。

新校基本計画検討委員会でいただいた主な意見等

1 新校基本計画検討委員会の位置付けについて（第 1 回）

【質問】

（委員） 本委員会は新校基本計画の策定をする場なのか、それとも検討をする場なのか。

【応答】

（事務局） 最終的な策定は教育委員会が行う。本委員会は新校基本計画を検討する場である。

2 会議録の公開について（第 1 回）

【質問】

（委員） 本会議は非公開も想定しているのか。

【応答】

（事務局） 「要点筆記とし、発言者の個人名は掲載せず、次回の委員会で承認の後にホームページ公開」を原則とするが、案件によっては非公開や時限非公開も想定している。その場合は、その都度お諮りする。

3 新校基本計画のスキーム（枠組）について（第 1 回）

【意見・要望】

（委員） 新校基本計画の検討に当たっては、遑って議論することなく、「市立高等学校の今後の在り方に係る基本方針」に則って議論していただきたい。

【応答】

（議長） 「基本方針」に基づいて議論していただきたい。既に決まっている内容については、より深めるような議論をしていただきたい。

【要望】

（委員） 新校についてある程度のイメージはつかめるが、現在の市立 3 校からどのような行程や方法をもって新たな高等学校につなげていくのかがイメージできない。具体案を示していただきたい。

【応答】

（事務局） 次回以降、具体案を示して参りたい。

4 新校設置の枠組（新校の学校規模、開校予定年度、設置場所等）について（第 2 回）

【意見】

（委員） 新校設置の枠組については、学校規模、開校年度、そして、設

置場所という順番で決めていくことが順当と考える。

【応答】

(事務局) 本日の議論を踏まえて、次回以降、具体案を示して参りたい。

5 新校設置の枠組について(第3回)

【提案】

(事務局) 新校設置の枠組については、学校規模、開校年度、設置場所の順番で決めていくこととし、それぞれが複合的な条件となっているので最後にローリングをかけることを提案したい。

【意見】

(委員) 新校の学校規模については、適正規模である学年当たり8クラスが望ましいと思われる。

【応答】

(事務局) 本市の高等学校入学年齢人口はしばらくの間、減少しないことから、中学生の進学先を確保するためには、ある程度大規模にする必要があると考える。

【要望】

(委員) 市立3校の施設・設備の老朽化の問題もあり、新校の開校年度はできる限り早めていただきたい。

6 新校の基本理念実現のための基本姿勢とその方策について(第4回)

【意見】

(委員) 方策の柱立てについて、部活動が生徒指導の中に含まれて記述されているが、新校においても文化・スポーツの振興を図るべきと考えるので、部活動を独立した柱立てとすべきである。

【応答】

(議長) 同様の意見が多数出され議論が収斂されたので、部活動は独立した柱立てとしたい。

【質問】

(委員) 新校においても、現在の「文化・スポーツ特別選抜」を実施するつもりかお聞きしたい。

【応答】

(事務局) 次回、具体的に提案して参りたい。

7 専門部会の設置について(第4回)

【意見】

(委員) 専門部会を設置する理由は「多くの教職員から意見を収集するため」とのことだが、専門部会設置の趣旨から外れていると思われる。意見収集が目的であれば、各校でアンケートを実施することで足りるのではないかと考える。

【応答】

(事務局) 質問内容を十分精査しながらアンケートを実施して参りたい。

8 新校設置の枠組について(第4回)

【意見】

(委員) 新校開校時に市立3校の在校生を新校の校地で学ばせるとの提案について、市立3校の在校生を新校に転学させるという選択肢も採れるとのことだが、生徒はその学科を志望し入学したわけであり転学させるというのは如何なものかと考える。

【応答】

(議長) 新校開校時には4校併存という形でまとめたい。

9 市立高等学校関係者からの意見収集について(第5回)

【提案】

(事務局) 専門部会設置に代わり実施する予定であった市立3校学校関係者からの意見収集については、新校設置の枠組である設置場所、開校年度、学校規模を示せる段階になってから行うことを提案することとしたい。

【応答】

(委員) (異議なし)

10 新校基本計画案への教育課程の掲載について(第5回)

【意見】

(委員) 教育課程は新校の建設の基礎資料の一つとなるものであり、事務局が手持ち資料として持つことは必要である。しかしながら、教育課程はじっくりと時間をかけて編成するものであり、今後、新校開設準備委員会(仮称)で検討していくべきと考える。

【応答】

(議長) 教育課程は掲載しない方向で結論付けたい。

11 新校の設置場所について(第5回)

【意見】

(委員) 新校の基本理念には「文武両道」のキーワードがある一方、新校はかなり大規模な学校となることが予想される。ついては、市の保有地等を活用し、できる限り広い校地を確保していただきたい。

【応答】

(事務局) 財政上の制約がある中でも、最大限、委員の方々の意見を生かしていきたいと考えている。また、校舎を高層化するなど施設・設備の効率的な配置を実現したい。そして、生徒が思う存分勉学

やスポーツなどに励むことができる環境づくりに邁進して参りたい。

1 2 非公開会議録及び公開会議録の非公開部分の公開について（第6回）

【提案】

（事務局） これまで会議を公開した議事のみを公開してきたが、非公開部分についても時期を見て公開して参りたいと考えているが如何か。

【応答】

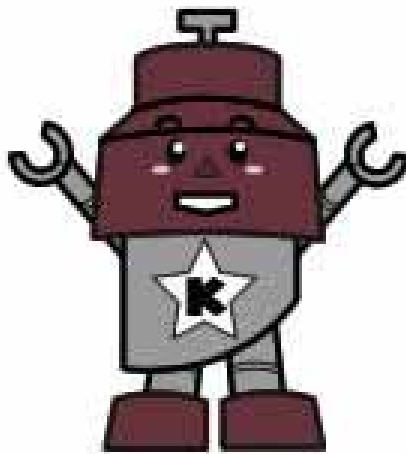
（委員） （異議なし）

新校基本計画イメージ図



新校開校までのスケジュール案

年度	スケジュール
2 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認定 ・ 基本設計準備 ・ 教員研修計画立案
2 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新校開設に向けた準備組織の設置 ・ 基本設計
2 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計
2 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新校工事着工
2 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新校開設準備委員会（仮称）の設置 ・ 新校校名等の募集・決定 ・ 関係規則の改正
2 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 期新校舎竣工（ 2 月） ・ 川口高等学校・県陽高等学校移転（ 3 月）
3 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新校の開校（ 4 月） ・ 新校開校記念式典の実施 ・ 川口高等学校（一部）・県陽高等学校解体工事
3 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川口総合高等学校校舎解体工事 ・ 川口総合高等学校・川口高等学校・県陽高等学校(全日制)閉校記念式典の実施（ 3 月）
3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県陽高等学校（定時制）閉校記念式典の実施（ 3 月） ・ 第 2 期新校舎竣工（予定）



川口市マスコット「きゅぼらん」

川口市立高等学校の今後の在り方に係るホームページ

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/72011000/72011000.html>

川口市立の小・中・高校すべての学校ホームページからリンクされています。